

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日は昭和45年2月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月2日から同年2月3日まで
② 昭和45年2月3日から同年8月1日まで

昭和45年2月にA社D支店から同社C支店に転勤した際、同年2月2日の1日が未加入期間となっている上、申立期間の標準報酬月額が転勤前の4万2,000円から2万8,000円に下がっている。継続して勤務しており、給与が下がったことも無かったため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和45年2月3日であることが確認できる。

しかし、B社本店人事部は、「申立人は、正社員であったため、転勤により厚生年金保険の期間が1日でも空くことはあり得ない。転勤辞令は通常月初めなので、申立人は、昭和45年2月2日にA社C支店に転勤したと思われる。資格取得日の届出誤りではないか。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における資格取得日を昭和45年2月2日に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、A社D支店から同社C支店に転勤した際、給与が下がったことはなかったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人と近接する時期に同社C支店に転勤した6人の標準報酬月額は、転勤前よりも低くなっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが特段低くなっているとは認められないほか、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡も見当たらない。

また、B社本店人事部は、「当時の関係資料は残存していないため確認できない。」と回答していることから、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
② 平成 10 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 61 年 9 月から平成 14 年まで、A 社に勤務し、手取りで 34 万円ぐらい給与をもらっていたが、8 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額が低くなっているのは納得がいかない。また、同社には継続して勤務していたのに、10 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、申立期間の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までは 44 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 10 年 3 月 31 日の直前の同年 3 月 27 日付けで、定時決定の記録を取り消された上で遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に訂正されており、申立人のほか 4 人についても、申立人と同様に遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険の事務を受託していた社会保険労務士によると、「当時、当該事業所は保険料を滞納していたため、社会保険事務所と相談の上、社会保険を脱退したと思われる。」と証言していることから、当該事業所は、厚生年金保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人は、商業登記簿謄本により、当該事業所の役員でなかったことが確認できる上、元事業主は、「申立人は B の責任者であり、事務担当は私自身だった。」と証言していることから、申立人が上述の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂

正に係る処理に関与していたとは考え難い。

加えて、社会保険労務士から提供された、申立人の健康保険被扶養者（異動）届からも、届出が提出された平成9年4月1日において、申立人の標準報酬月額、訂正前の44万円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月27日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った^{そきゅう}当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、^{そきゅう}当該遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の平成8年10月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、雇用保険の記録から申立人が当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録から、当該事業所は、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度、適用事業所となったのは同年9月1日であることから、当該期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は申立期間②について、「厚生年金保険料は控除されていなかった。」、「自ら国民健康保険に加入する手続きをした。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成8年10月について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から20年3月8日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、在職中から、事業主が従業員の標準報酬月額を改ざんしているとの話を聞いていた。当時の給与明細書や預金通帳を見ても、給与支給額に比べて保険料控除額が少ない。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年10月について、申立人が提出した給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年11月から20年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書により、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年7月8日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年3月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月16日から45年7月8日まで

昭和44年に高校を卒業後、A社B工場に就職し、申立期間は青年工として従事していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の給与明細書等はないが、申立期間、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B工場が保管する退職者名簿及び元同僚の証言等から、申立人が昭和44年3月16日から45年7月7日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人が当該事業所において昭和44年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票はない。

一方、申立人が同期入社し、同一部署に勤務していた者として名前を挙げた4人の同僚について、当該事業所における被保険者記録が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人と同日に当該事業所で被保険者資格を取得し、退職者名簿において、申立人と1日違いで退職している

同僚についても、被保険者原票が見当たらないことから、社会保険事務所（当時）の記録管理に不備があった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が昭和44年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年7月8日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された標準報酬月額、及び申立人と同種の業務に従事していた同僚の記録から、昭和44年3月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社の事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する7万円であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 15 日

A社から申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書から、申立期間について、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、B厚生年金基金が保管する賞与支払届及びC健康保険組合の加入記録によると、申立期間の標準賞与額は、7万円であることが確認できる。

さらに、事業主に照会したところ、「賞与支払届は複写式になっており、健康保険組合に厚生年金基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。」との回答があり、C健康保険組合でも、「賞与支払届は6部複写の様式を使用しており、事業所から当該届が提出された場合、これをB厚生年金基金及び社会保険事務所に回送している。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年7月15日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 4 日から 48 年 1 月 30 日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間以前の被保険者期間がその計算の基礎とはされておらず未請求となっており、当該被保険者期間に勤務していた事業所は、申立期間と同一の事業所であることから、仮に申立人が脱退手当金の請求手続を行ったとした場合、これを失念するとは考え難い。

また、上述の未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 9 日から同年 8 月 22 日まで
同じ系列会社である A 社、B 社、及び C 社に継続して勤務していた。B 社及び C 社に勤務していた時期の厚生年金保険の加入記録は確認できるのに、A 社に勤務していた時期の加入記録が無いのは納得がいかない。また、この期間は系列会社である D 社で加入していたことも考えられるので、よく調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所において、申立期間当時一緒に勤務したとする申立人の同級生である元同僚は、「当時はアルバイトで勤務していたため、厚生年金保険には加入していなかった。」としているとおり、その同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入記録も確認できない。

また、申立人は、「厚生年金保険は、A 社の関連会社である D 社において加入していたかもしれない。」と主張しているところ、D 社においてもオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所は、すべて解散または閉鎖されており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 6 日から同年 8 月 25 日まで

申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。雇用契約書には厚生年金保険に加入することが記載されているので、記録が無いのはおかしい。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用契約書及び事業主の回答等から、申立人が申立期間の大部分についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主が提出した賃金台帳及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票から、申立期間について厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立人について厚生年金保険には加入させていないと回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便の内容を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。基本給が減額されたことは覚えているが、手取りの金額は変わらなかったと思うので、標準報酬月額が低くなるのは納得がいかない。銀行の流動性預金明細表を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に関する平成 13 年及び 14 年の賃金台帳並びに所得税源泉徴収簿によると、13 年 8 月に基本給が減額され、申立期間については、16 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認でき、これはオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

また、事業主は、「申立期間当時、経営環境の悪化に対応するために、全従業員に説明の上、賃金改訂を行った。」と証言しているとおり、オンライン記録においても、平成 13 年 11 月の随時改定により申立人を含む 27 人の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額が^{そきゆう}遡及して引き下げられている形跡は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 4 月 6 日まで
② 昭和 40 年 9 月 6 日から 42 年 6 月 30 日まで

私の年金の記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっている。私は、脱退手当金は受給していないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金の請求をした覚えはなく、受給もしていない。」と主張しているが、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 C」の表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 43 年まで

私は、申立期間のうち1年ぐらいA社B所で勤務していた。会社から健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間のうち1年ぐらいA社B所で勤務しており、6か月契約の季節労働者として正社員の手伝いをしていた。当時会社から健康保険証をもらった記憶がある。」としているところ、当該事業所は、「当社の採用・退職簿及びすべてではないが残在している季節工の名簿に申立人の氏名は無く、当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届にも申立人の氏名は確認できなかった。申立期間当時、『季節工』という臨時雇用の労働者を多数採用していたが、短期雇用契約の労働者で正社員としての採用ではなく、あくまで臨時雇用であったため、厚生年金保険には加入させていない。なお、健康保険及び雇用保険には加入させていたようだ。」と回答している。

また、申立人は、同僚及び事務担当者について覚えていないことから、当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月まで

私は、Aとして、昭和 36 年 10 月から 38 年 4 月までB事業所で勤務していた。申立期間当時、事業所からもらった健康保険被保険者証を持って歯科に行った記憶があるし、退職後は公共職業安定所で失業保険金を受け取った記憶もある。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真の裏面に「昭和 37 年 5 月 15 日」、「B事業所」などの記載があることから、申立人が、昭和 37 年 5 月ごろにB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当時の同僚について、ほとんどが姓しか覚えておらず、氏名を記憶していた元同僚についても調査したが特定することはできず、証言を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするB事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 11 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

さらに、株式会社B事業所に照会したところ、10 年以上前の書類は廃棄しており、申立期間の書類は存在しないとしていることから、申立人の在籍及び勤務状況等を確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私は、申立期間に、Aの建設現場でB社の運転手として勤務していた。働いていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B社の運転手としてAの建設現場で働いていた。季節労働者で、給料は日給月給だった。」としているが、当該事業所は、「当社の社会保険被保険者台帳を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、給料を日給月給で支給していた従業員の場合、雇用保険と健康保険には採用時から加入させていたが、厚生年金保険は加入させていなかった。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚についてオンライン記録を調査したが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録は確認できず、連絡もとれないことから証言を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。